

みんなが担い手 みんなで子育てのまち
 ~明日を創る子ども達と共に きよす~



清須市
 KIYOSU



令和5年度 子育て応援ガイド

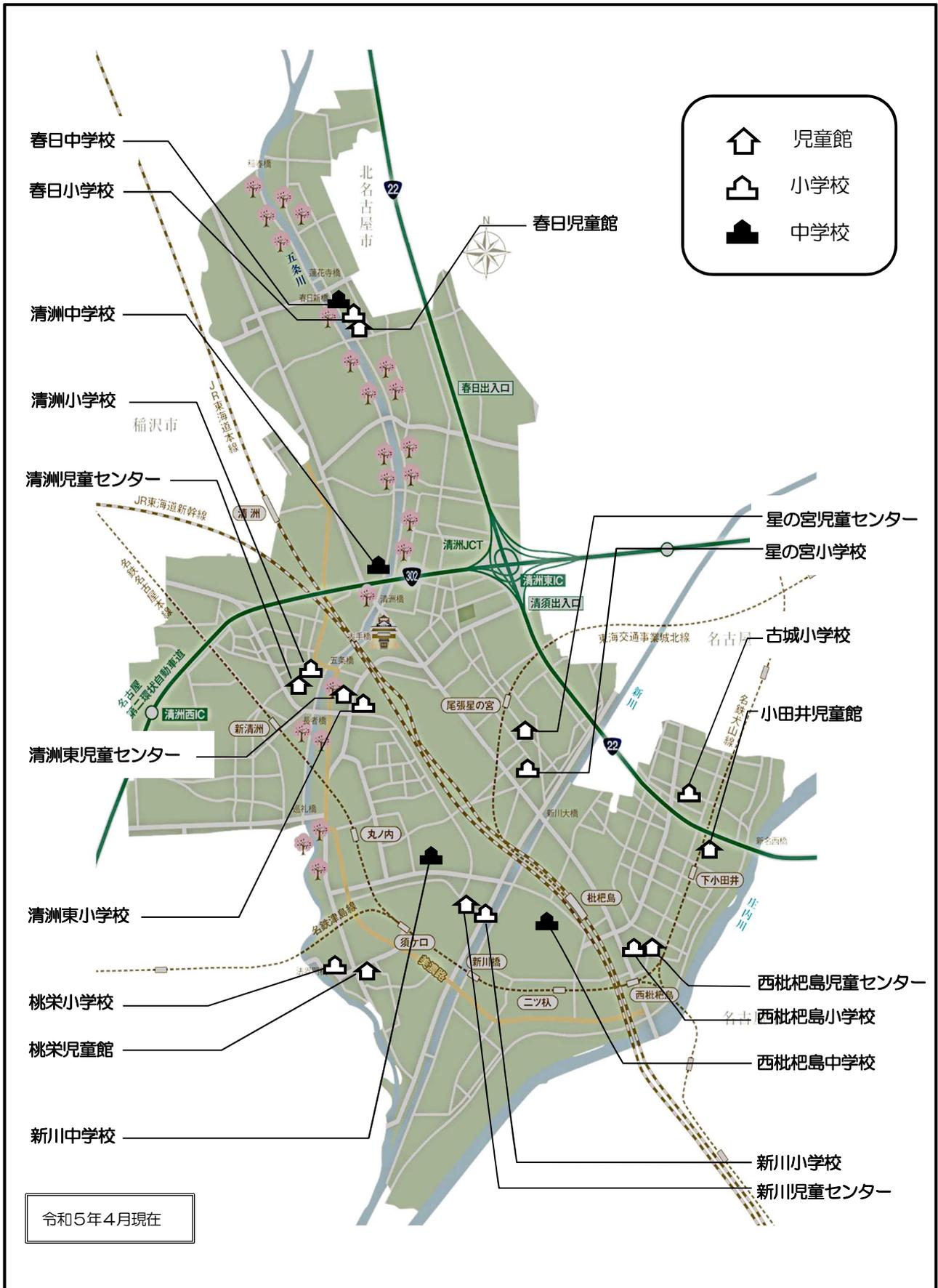


このガイドブックは、子育てに関する清須市の施策を簡略に紹介しています。詳しくは、事業名の右側に記載された所管課にお問い合わせください。

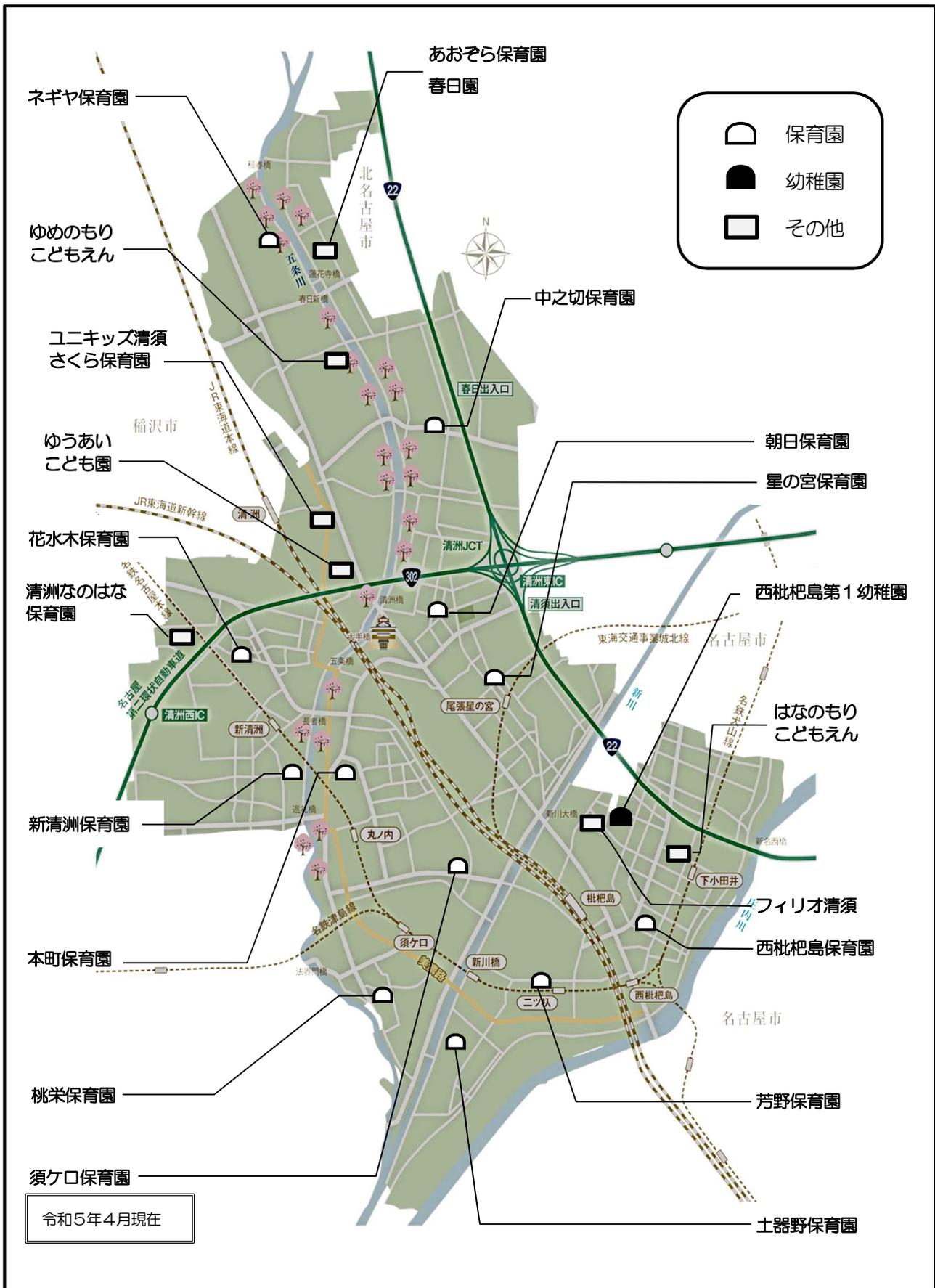
目次

児童館・小中学校マップ	P 1
市内保育園・幼稚園マップ	P 2
子育て世代包括支援センター	P 3
子ども家庭総合支援拠点	P 4
児童手当、子ども医療、未熟児養育医療、ファミリー・サポート・センター	P 5
公立保育園、一時保育	P 6
認定こども園、小規模保育	P 7
病児・病後児保育、公立幼稚園、幼稚園預かり保育	P 8
青少年・家庭教育相談、産前・産後ヘルパー派遣、子育て短期支援事業、児童館	P 9
放課後児童クラブ	P10
放課後子ども教室、子育て支援センター	P11
はぐみんカード、キヨスマ	P12
母子・父子福祉関係	P13~P15
母子保健関係	P16~P18
障害児福祉関係	P19~P20
児童福祉機関連絡先	P21~P22
愛知県の子育て等相談連絡先	P23

児童館・小中学校マップ



市内保育園・幼稚園マップ



子育て世代包括支援センター

～これからお母さんになる方や子育て中のお母さんを応援します～

妊娠前から子育て期にわたり、あらゆる相談を受けるワンストップ窓口として、「子育て世代包括支援センター」を市役所北館2階に開設しています。

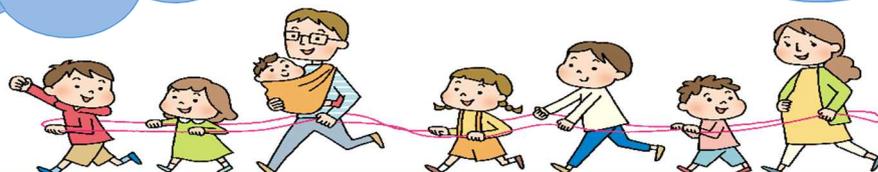
「母子保健コーディネーター（保健師・助産師）」と「子育てコンシェルジュ（保育士）」が連携し、妊娠中から切れ目のないサポートをしていきます。お気軽にご相談ください。

・赤ちゃん、大きくなって
いるかな？ 不安。
・母乳足りているか心配・・・

・引っ越してきたばかり
で子どもを預ける施設
がわからない？
・幼稚園と保育園、
どっちにしようかな？

・初めての妊娠でわから
ないことがいっぱい。
相談出来る場所はな
いかな？

・言葉が出ない。発達が心配！
・子どもがよく動いて疲れて
しまう。



相談日 母子保健コーディネーター（健康推進課）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
子育てコンシェルジュ（子育て支援課）
月曜日～金曜日（水曜日、祝日、年末年始を除く）

相談時間 午前8時30分～午後5時00分

※不在の場合もあります。お電話でご確認ください。

問合せ 清須市役所 北館2階

子育て世代包括支援センター 電話 052-400-2911(代)

妊娠や出産、産後のことなど
ご相談ください。

乳幼児の子育てに関する悩み、
困りごとなど一緒に考えます。



子ども家庭総合支援拠点

子育て支援課「子ども家庭総合支援拠点」では、相談員が18歳未満の子どもについての悩みや相談をお受けしています。親御さんやお子さん本人からの相談をお受けいたします。秘密は厳守します。

このようなお悩みはありませんか？

- ・子どもに対してイライラする
 - ・子どもの情緒が不安定・登校渋りがある
 - ・子育てのことで悩んでいる
 - ・子どもを短期間預かって欲しい
 - ・子どもが可愛いと思えない
 - ・子どもを育てていけるか心配
 - ・子どもを怒鳴ってしまう、叩いてしまう
- など

家庭児童相談

- ・しつけ方、家庭における児童の生活の相談
- ・育児の相談（育児に対する不安、放任、虐待など）
- ・発達の相談（言葉の遅れ、全体的な遅れなど）
- ・行動面での相談
- ・教育上の相談（登園、登校しぶり）
- ・その他、児童に関する相談全般

◎安心して育児ができるよう、相談者の方の理解を得た上で、必要に応じて関係機関を紹介し、連携しながら支援をしていきます。



まわりに気になるお子さんはいませんか？

- ・近所に気になる子どもがいる
- ・子どもが戸外に長時間出されている
- ・近隣から怒鳴り声や、泣き声が聞こえる
- ・適切な世話をされていない子どもがいる など

虐待相談・通告

どんな小さなことでも、気になることがある時は相談してください。また、「虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡下さい。

子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課内）

☎052-400-3535（直通）

相談時間：月～金（9時～17時）

1. **児童手当：所得制限あり** 子育て支援課

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給します。

支給対象者

15歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方

支給額（月額：令和5年4月現在）

区 分		金 額
3歳未満		一律15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		一律10,000円
特例給付		一律5,000円

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年**6月、10月、2月**にそれぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 **10日頃**

2. **子ども医療費の助成** 保険年金課

福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

3. **未熟児養育医療** 健康推進課

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により助成します。

4. **ファミリー・サポート・センター** 子育て支援課

子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と子育てを手助けしてくれる人（提供会員）が会員となって地域で育児について助け合う組織です。

会員条件

- (1) 依頼会員
 - () 市内在住、在勤、又は通学する方で0歳から小学校6年生までの児童の保護者
- (2) 提供会員
 - () 市内在住で子育ての手伝いを希望する心身ともに健康な20歳以上の方
(有償ボランティア)
- (3) 両会員
 - () 提供会員・依頼会員の両方を兼ねる方

報酬基準額

区 分	報 酬 額
月曜日～金曜日 午前7時00分～午後7時00分	30分 350円
土曜日、日曜日、祝日及び 年末年始（12月29日～1月3日） 並びに上記の時間帯以外の時間	30分 400円

5. **公立保育園** 子育て支援課

保護者が就労中、家族などの介護、保護者の病気・障がい等の事情で保育が必要な児童を施設で保育します。

保育園開所時間 午前7時30分～午後7時00分（日曜日、祝日、年末年始等を除く）

保育短時間 （平日・土曜日）午前8時00分～午後4時00分

保育標準時間 （平日・土曜日）午前8時00分～午後7時00分

保育料 世帯（保護者等）の市民税所得割課税額及び児童の年齢によって決定します。
くわしくは子育て支援課までお問い合わせください。

園名	定員	入所対象年齢	電話番号
西枇杷島保育園	150人	9か月～	052-501-3113
芳野保育園	140人		052-502-7007
本町保育園	120人	7か月～	052-400-3064
花水木保育園	280人	9か月～	052-409-1822
新清洲保育園	100人		052-409-1470
朝日保育園	120人		052-400-3255
須ヶ口保育園	180人		052-400-2020
土器野保育園	120人		052-400-2907
桃栄保育園	150人		052-400-2242
星の宮保育園	160人		052-409-0881
中之切保育園	100人		052-400-6811
ネギヤ保育園	160人		052-400-9602

◎入所申込み方法について

- ・4月から6月末までの入所申込みについては、前年9月から10月にかけて受付します。
詳しくは、9月初旬に広報及び市HPにて日程を公開しますのでご確認ください。
- ・上記以外の年度の途中での入所希望の場合は、入所希望月の2か月前からその月の月末日（月末日が土、日、祝日の場合は前開庁日）までに子育て支援課にて、入所希望届を提出していただきます。入所が可能な場合は前月10日ごろに、保護者の方にご連絡します。
※保護者の方の就労状況や保育を必要とする理由によって、優先順位をつけさせていただきます。希望保育園の空き状況等を考慮し、優先度の高い方から入所のご案内をさせていただきます。

6. **一時保育** 子育て支援課（実施している各保育園に直接お問い合わせください）

保護者の労働や病気入院などで、児童の保育が家庭で一時的に困難になったときに一定期間の範囲で、保護者に代わって児童を**西枇杷島保育園・本町保育園・桃栄保育園・ネギヤ保育園**で保育をします。

毎月20日（土・日・祝日の場合は前開所日）に翌月分の申し込みを受け付けします。

ご利用を希望される方は、次の日時に利用希望園に直接お申し込みください。

（電話申込可）

受付日時 毎月20日 午前9時～正午まで（先着順ではありません）

※申し込み日の正午になりましたら、調整を行いますのでご了承ください。

※利用可能日は、調整後に電話で連絡させていただきます。

対象者等

区 分	就労等保育	緊急保育	私的保育
事 由	保護者の労働、職業訓練、就学等（趣味によるものは除く）	保護者の病気、災害・事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等	保護者の育児に伴う心理的及び身体的負担を解消するため
保育期間	<ul style="list-style-type: none"> 就労等保育：週3日、月14日以内 緊急保育：月14日以内 		月2日以内

定 員 等

実施園名・定員	保育対象年齢
西枇杷島保育園5名・本町保育園2名 桃栄保育園2名・ネギヤ保育園3名	満12か月以上（一時保育の申込日現在）

保育時間（延長可）

区 分	保育時間	基本外保育時間
平日・土曜日	午前8時00分～午後4時00分	午前7時30分～午前8時00分 午後4時00分～午後7時00分

利 用 料

年齢の区分	基本利用料(日額)	加算利用料(日額)
3歳未満児	2,000円	200円
3歳以上児	1,020円	

※加算利用料は、基本外保育時間を利用の場合に基本利用料に加算されます。

7. 認定こども園 子育て支援課

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。

園名	対象年齢	定員	電話番号
ゆめのもりこどもえん	7か月～5歳児（保育園部分）	30人	052-325-5144
	満3歳児～5歳児（幼稚園部分）	90人	
ゆうあいこども園	9か月～5歳児（保育園部分）	120人	052-908-2415
	満3歳児～5歳児（幼稚園部分）	15人	
はなのもりこどもえん	7か月～5歳児（保育園部分）	90人	052-908-1187
	満3歳児～5歳児（幼稚園部分）	15人	

8. 小規模保育 子育て支援課

0～2歳児を対象とした、少人数のお子さんを保育する施設です。

園名	対象年齢	定員	電話番号
清洲なのはな保育園	生後57日～2歳児	16人	052-409-0904
フィリオ清須	6か月～2歳児	19人	052-509-2550
あおぞら保育園 春日園	6か月～2歳児	19人	052-908-5668
ユニキッズ清須さくら保育園	生後57日～2歳児	19人	052-401-1171

9. **病児・病後児保育** 子育て支援課

子どもが病気または病気の回復期にあり、医療機関での入院治療をする必要はないが安静の確保が必要な場合に、一時的に保護者に代わり看護・保育を行います。

対象児 病児・病後児保育の利用を医師が認めた場合で、次表の年齢の児童

利用料 日額 2,000円、1,000円、無料（所得に応じて異なります）

実施場所等

区分	病児保育・病後児保育	病後児保育のみ
実施場所	カブルーム (このはなファミリークリニック2階)	りすちゃんルーム (須ヶ口保育園内)
電話番号	090-6613-7598	052-400-2020
保育時間	月曜日～金曜日 午前8時00分～午後6時00分	月曜日～金曜日 午前8時00分～午後6時00分
定員	5名	3名
対象年齢	7か月児～小学校3年生	12か月児～小学校3年生

※病気の種類によっては、定員に至らなくてもお断りする場合があります。

10. **公立幼稚園** 学校教育課

幼稚園教育要領に基づき、教育課程を編成し、社会に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることを教育方針とし、幼稚園運営をしています。

幼稚園授業料等については、学校教育課までお問い合わせください。

園名	対象年齢	保育時間
西枇杷島第1幼稚園	3歳児～5歳児	月曜日～金曜日 午前9時00分～ 午後2時00分

11. **幼稚園預かり保育** 学校教育課

通常の保育時間以外に、在園児を対象に有料で預かり保育を実施しています。

ご利用を希望される方は、幼稚園へお問い合わせください。

保育時間

区分	保育時間
平日（月曜日～金曜日）	午後2時00分～午後5時00分
夏季・冬季・春季休業日	午前9時00分～午後5時00分

※夏季・冬季・春季休業日に利用する場合は就労証明書が必要となります。

利用料

1時間につき100円 ※利用時間によって、別途おやつ代が必要です。

12. **青少年・家庭教育相談** 学校教育課
 いじめ・不登校・問題行動等がある児童・生徒、その保護者を対象に、専門的視野から助言・指導を行います。
 ※相談者・相談内容等についての秘密は厳守されます。
- 相談時間**
 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時
 直接電話 052-401-3334
13. **産前・産後ヘルパー派遣** 子育て支援課
 産前の妊婦と産後12週まで（多胎の場合は1年以内）の産婦で、家事又は育児を行うことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣します。
- 内容と時間**
 家事援助、派遣時間は1回につき4時間以内で産前20時間まで、産後30時間まで（多胎児は50時間）
- 利用料**
 60分につき750円（60分を超える場合は30分ごとに375円加算）
 ただし、市民税の課税状況等により、負担減免があります。
14. **子育て短期支援事業** 子育て支援課
 保護者の疾病、育児疲れ等より家庭における児童の養育を行う事が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童の養育・保護（原則7日以内）を行います。
- 利用料**
 市民税の課税状況等により、負担減免があります。
15. **児童館** 子育て支援課
 遊戯室・集会室・図書室等を設け、児童のためのいろいろな遊具を備え、専門の職員（児童厚生員）が常駐して遊びや子育てに関する知識を教えます。
行事スケジュールは、市ホームページやキヨスマに毎月掲載していますのでご覧ください。
- 子育て支援活動内容**
 体操、手遊び、親子遊び、季節行事等を通して、地域の乳幼児を抱える親子の交流、仲間作りの援助や親子の情緒の安定を図り、子育ての不安を和らげるよう活動しています。
- 子どもクラブ活動内容**
 子ども達の自主性を尊重しながら、日々の活動を通してグループでの仲間づくりを進め、また身近な素材を利用して、道具の使い方や技術の習得、工夫することの面白さを体験させる活動をしています。
- 児童館名** 西枇杷島児童センター、小田井児童館、清洲児童センター、清洲東児童センター、新川児童センター、星の宮児童センター、桃栄児童館、春日児童館
- 開館時間** 午前9時00分～午後5時00分
- 休館日** 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 利用対象者** 18歳未満の児童（乳幼児については保護者同伴）

16. **放課後児童クラブ** 子育て支援課

保護者が労働等により昼間家庭にいない等の児童を対象に、その放課後の時間帯において、家庭に代わる生活の場を与え、適切な遊びを提供することで児童の健全育成を図ります。

対象者 小学校1年生から6年生までの児童

開設時間 基本時間 平日 下校時 ～ 午後6時00分

学校休業日 午前8時30分 ～ 午後6時00分

延長時間 午前7時30分～午前8時30分

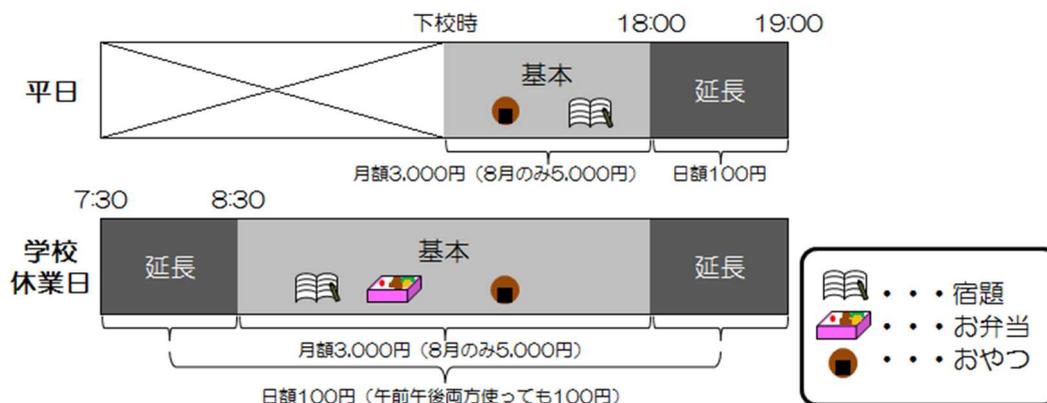
午後6時00分～午後7時00分

休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

利用料 基本利用料 月額 3,000円（8月のみ 月額 5,000円）

延長利用料 日額 100円（午前午後両方使っても100円）

イメージ



学 区	クラブ名	定員	電話番号	実施施設
西枇杷島小学校	西枇杷島児童クラブ	40人	052-504-2656	西枇杷島児童センター
	なかよしクラブ	40人		
古城小学校	小田井児童クラブ	30人	052-504-6392	小田井児童館
	あそびクラブ	30人		
清洲小学校	清洲児童クラブ	40人	052-409-6102	清洲児童センター
	げんきっ子クラブ	40人		
	にこにこクラブ	40人		
	きぼうクラブ	40人		
清洲東小学校	東げんきっ子クラブ	30人	052-401-2727	清洲東児童センター
	東にこにこクラブ	30人		
新川小学校	新川児童クラブ	40人	052-409-5751	新川児童センター
	わくわくクラブ	40人		
星の宮小学校	星の宮児童クラブ	40人	052-400-5932	星の宮児童センター
桃栄小学校	桃栄児童クラブ	30人	052-401-1234	桃栄児童館
春日小学校	春日児童クラブ	40人	052-409-8358	春日児童館
	すくすくクラブ	40人		

17. **放課後子ども教室** 学校教育課

地域社会における児童の安全で安心な活動の拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら、実情に応じて子どもたちに遊びや自主的な学習、スポーツや文化活動、あるいは体験・交流活動等を行う場所及び機会を提供します。

対象者 小学校1年生から3年生までの児童

開設時間 授業終了後～午後5時00分（学校給食のない日を除く）

休館日 土曜日、日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日

利用料 年額 500円（傷害保険分）

申込み 学校教育課 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

学区	名称	電話番号	実施施設
西枇杷島小学校区	西枇杷島放課後子ども教室	052-502-2322	西枇杷島小学校北館西側の教室
古城小学校区	古城放課後子ども教室	052-502-7175	古城小学校体育館2階
清洲小学校区	清洲放課後子ども教室	052-400-4123	清洲小学校体育館2階
清洲東小学校区	清洲東放課後子ども教室	052-400-8631	清洲東小学校体育館2階
新川小学校区	新川放課後子ども教室	052-400-7680	新川小学校北校舎1階の2教室
星の宮小学校区	星の宮放課後子ども教室	052-400-8634	星の宮小学校1階の教室
桃栄小学校区	桃栄放課後子ども教室	052-400-8635	桃栄小学校1階の教室
春日小学校区	春日放課後子ども教室	052-401-0400	春日小学校体育館2階

18. **子育て支援センター** 子育て支援課

子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進し、地域における子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭の支援をします。

行事スケジュールは、市ホームページに掲載、毎月掲載していますのでご覧ください。

開設時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時00分～正午、午後1時00分～午後4時00分

利用日

火・水・木曜日の午前中は利用できる年齢が決まっている「ふれあい広場」です。

月曜日（終日）と火曜日から金曜日の午後は、どの年齢も利用できる「自由来所」です。

項目 (各時間の概ね継続)	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
西枇杷島(10組)	自由来所		2,3歳	自由来所	0歳	自由来所	1歳	自由来所	又は親子支援教室 又は自由来所	自由来所
清洲(10組)			2,3歳		0歳		1歳			
新川(20組)			1歳		2,3歳		0歳			
春日(15組)			0歳		1歳		2,3歳			

子育て支援センターのサービス内容

- (1) 育児不安等についての相談及び指導に関する事。
- (2) 子育てに関する情報の提供に関する事。
- (3) 子育てサークル等の育成及び支援に関する事。

名 称	電 話 番 号	実 施 施 設
西枇杷島子育て支援センター（にこにこ）	052-502-7013	芳野保育園内1階
清洲子育て支援センター（陽だまり）	052-401-2460	本町保育園内2階
新川子育て支援センター（ぴよぴよ）	052-400-2200	須ヶ口保育園内2階
春日子育て支援センター（さくらんぼ）	052-408-0771	中之切保育園内2階

19. **子育て家庭優待事業（はぐみんカード）** 子育て支援課

18歳未満の子どもとその保護者又は妊娠中の方に「はぐみんカード」を配布し、各都道府県の協賛店舗・施設でカードを掲示すると、協賛店舗等が独自に設定する様々な特典が受けられます。



はぐみん優待ショップステッカー



はぐみんカードは、子育て支援課又は市民サービスセンターで配布しております。

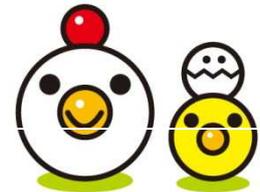
【清須市内の子育て家庭優待（はぐみん）事業登録店舗】

http://www.city.kiyosu.aichi.jp/kurashi_joho/kosodate/hagumin_card/index.html

【愛知県内の子育て家庭優待（はぐみん）事業登録店舗】

<http://www.pref.aichi.jp/kosodate/cgi-script/card/premium/index.cgi>

※詳しくは上記ホームページをご覧ください。



清須市子育てアプリ・Web サイトについて

妊娠・子育て中の女性やその家族が行政サービスを含めた地域の子育て環境を知り、安心して子育てができるよう活用していただけます。

アプリについて

日記機能や、各種イベント検索、健診診査や予防接種の通知機能など妊娠期から子育て支援に関する情報を掲載しております。

ダウンロード方法

App Store や Google Play にて「キヨスマ」と検索して下さい。または下記のQRコードからダウンロードもできます。

QRコード



母子・父子福祉関係

- 母子・父子家庭相談** 子育て支援課
母子・父子自立支援員が母子家庭等に対し、その自立に必要な情報提供並びに職業の能力の向上及び求職活動等の相談に総合的に応じます。
相談時間
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
相談内容
母子家庭等の求職活動に関する相談や、母子父子寡婦福祉資金貸付等生活全般にわたる相談に応じます。
- 母子家庭等日常生活の支援** 子育て支援課
母子・父子家庭及び寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動、傷病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、日常生活を営むのにお困りの場合、家事援助を行うための家庭生活支援員を派遣します。
内容
利用者の自宅で、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物（利用者が在宅している場合のみ）、医療機関との連絡、その他日常生活を営むのに必要な手助けをします。
※あらかじめ対象家庭として登録が必要です。
※一定の所得がある場合には、一部利用負担があります。
- 母子生活支援施設への入所** 子育て支援課
母子家庭の母親が生活やお子さんの養育に困難な場合、その母子を母子生活支援施設に入所させて保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援します。
※母子生活支援施設での負担金（家賃に相当するもの）は、その世帯の収入（所得税額、市町村民税額）に応じて決まります。
- 母子家庭等自立支援給付金の支給** 子育て支援課
母子・父子家庭の母親・父親の就業を促進するため、就職に役立つ技能や資格取得のための各種講座を受講、各種学校などの養成機関で修業する場合などに給付金を支給します。
内容
 - 自立支援教育訓練給付金（経費の60% 支給額の上限20万円 下限1万2千1円）
（看護師など専門資格を目指す講座は支給額の上限40万円×修業年数）
指定された職業能力開発講座を受講後に支給。雇用保険該当者は、雇用保険の教育訓練給付金額を差し引いた額を支給。
 - 高等職業訓練促進給付金
指定された資格取得のために1年以上（デジタル分野等の資格は6か月以上）養成機関で修業する方に支給（資格により支給期間の定めあり：上限4年）

- (1) 修業支援手当 市町村民税非課税世帯 月額100,000円
 (最終1年間は140,000円)
 市町村民税課税世帯 月額 70,500円
 (最終1年間は110,500円)
- (2) 入学支援修了(養成期間修了後)一時金 市町村民税非課税世帯 50,000円
 市町村民税課税世帯 25,000円
- ※いずれの給付金も1人1回限り。受講(修業)開始前に事前相談が必要です。

5. **母子・父子家庭医療費の助成** 保険年金課
 福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

6. **児童扶養手当(国制度)：所得制限あり** 子育て支援課
 母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため手当を支給します。

支給対象者

父又は母がいない家庭、父又は母に重度の障がいのある家庭等で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)等を養育している方

支給額 (月額：令和5年4月現在)

区分	全部支給の場合	一部支給の場合(所得により)
児童1人のとき	44,140円	44,130～10,410円の範囲
児童2人目の加算	10,420円	10,410～5,210円
児童3人目以降の加算	6,250円	6,240～3,130円

※手当月額は、「物価スライド制」の適用により、今後、改正されることがあります。

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 11日頃

7. **遺児手当(県制度)：所得制限あり** 子育て支援課

母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため手当を支給します。

支給対象者

県内に住所があり、父母の離婚又は死亡などによって、父・母のいない18歳以下(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を監護・養育している方

支給額 (児童1人月額：令和5年4月現在)

期間	金額
1年目～3年目(3年間)	4,350円
4年目～5年目(2年間)	2,175円
6年目～	手当の支給はなくなります

- ・認定請求をした日の属する月分から支給を開始します。
- ・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃

8. **遺児手当（市制度）：所得制限あり** 子育て支援課

母子家庭又は父子家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のため手当を支給します。

支給対象者

市内に住所があり、父母の離婚又は死亡などによって、父・母のいない18歳以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を監護・養育している方

支給額 児童1人月額 **5,000円**

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃

母子保健関係

- 1. 一般不妊治療費助成** 健康推進課
子どもを生み育てたいという希望をもちながら、子どもに恵まれない夫婦に対する支援として、特定不妊治療の前の段階で行われる検査や投薬、人工授精、手術療法などを対象として治療費を助成します（助成期間あり）。
- 2. 母子健康手帳の交付** 子育て世代包括支援センター（健康推進課）
妊娠と診断された方に「母子健康手帳」を交付し、マタニティキーホルダーをお渡しします。母子健康手帳交付時に面接された妊婦に対して「出産応援給付金」の申請書をお渡しします。
- 3. 妊産婦・乳児委託健康診査、新生児聴覚検査、妊産婦委託歯科健康診査** 健康推進課
母子健康手帳交付時に健康診査を公費の補助で受けられる受診票をお渡しし、妊娠・出産期のお母さんと乳児期のお子さんの、異常の早期発見や予防を行います。
- 4. パパママ教室(予約制)** 健康推進課
妊婦とそのパートナーに対して、妊娠・育児に関する知識をお話し、おむつの交換・沐浴などの体験を通し、母性・父性を育むお手伝いをしています。
- 5. 妊産婦電話相談** 健康推進課
電話相談を行っています。妊娠32週頃・産後2週頃、全ての妊産婦へ助産師等から電話でお声かけを行い、妊娠・出産後の過ごし方などの相談にのっています。
また、出産後保健師または助産師より母子訪問（新生児訪問）等のご連絡をします。
- 6. 出生連絡届出書** 健康推進課
赤ちゃんが生まれましたら、母子健康手帳交付時にお渡しした「出生連絡届出書」をご提出ください。（2,500g未満の出生は母子保健法で届出が義務付けられています。）
- 7. こんにちは赤ちゃん訪問** 健康推進課
生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に母子保健推進員が訪問し、様々なお話をお聴きし、子育て支援に関する情報提供などを行っています。
- 8. 乳幼児訪問** 健康推進課
保健師・助産師が訪問し、お子さんの身体測定やお母さんの相談にのっています。
訪問時に産婦または出生した子どもを養育する方と直接面談のうえ「子育て応援給付金」の申請書をお渡しします。
- 9. 助産師相談(予約制)** 健康推進課
妊娠期・授乳や卒乳などの母乳育児に対し、助産師による相談を行っています。
- 10. 妊産婦こころの相談(予約制)** 健康推進課
妊娠中や産後の生活で気分が落ち込み物事がうまくいかない、眠れない、子育てがつらいなど、心の悩みに関する相談を行っています。

11. **乳幼児健康相談（予約制）** 健康推進課
身体測定、発育発達や食事の相談、育児のポイント、お口のケアなどの相談を行っています。
12. **乳幼児健康診査** 健康推進課
乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見・治療のために、4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に健康診査を行っています。
13. **2歳児相談歯っぴい健診、2歳6か月児歯なマル健診** 健康推進課
言葉や社会性の発達、育児の相談、歯科健診、歯みがき指導を行っています。
14. **離乳食講習会（予約制）** 健康推進課
離乳期は栄養面ばかりではなく、いろいろな味を覚える時期であり、赤ちゃん自身の力で「噛む・飲み込む」など食べることを覚える大切な時期です。乳児をもつ保護者を対象に、食と子どもの健康についてお伝えします。
15. **食事なんでも相談（予約制）** 健康推進課
妊娠中や乳幼児期などの食生活について、管理栄養士が個別に相談にのっています。
16. **電話・面接相談** 健康推進課
心や身体の健康について、いつでも気軽に相談ができるように、電話や面接による相談を行っています。（祝日を除く平日、午前8時30分～午後5時00分）
17. **予防接種** 健康推進課
予防接種には、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があります。ご出産後、健康推進課の窓口で「予防接種手帳（予診票綴り）」と予防接種の説明書をお渡ししています。主に指定医療機関での個別接種となります。
18. **ふたごの会（予約制）** 健康推進課
双子、三つ子など多胎児をもつお母さんが交流し、情報交換や多胎児ならではの不安や疑問などを共有する場です。妊娠中、里帰り中の方も参加できます。
19. **産後ケア（宿泊型）：自己負担あり** 健康推進課
ご家族の支援が受けられない方で、出産後のお母さんの体調不良がある方を対象に、お母さんと赤ちゃんが病院等に宿泊して助産師から授乳方法や育児等のケアを受けることができます。
20. **産後ケア（訪問型）：自己負担あり** 健康推進課
ご家族の支援が受けられない方で、出産後のお母さんの体調不良がある方を対象に、助産師が家庭訪問します。授乳方法や育児等のケアを受けることができます。



21. **出産・子育て応援給付金** 健康推進課

出産・子育てに関する経済的な負担を軽減するために、妊娠届出後に「出産応援給付金」(2. 母子健康手帳の交付 参照) 及び出産後に「子育て応援給付金」(8. 乳幼児訪問 参照) を支給します。

障害児福祉関係

1. **母子通園施設（たんぽぽ園）** 子育て支援課

たんぽぽ園は、子どもの発達に合わせた集団療育や親子遊びなどの経験を通じ、基本的な生活習慣や社会性を身につけることを目的とした施設です。

また、保護者の方と職員で、子どもの特徴や、子育てのあり方、関わり方などを一緒に考えていきます。

対象者 心身の発達に心配のある就学前のお子さんとその保護者

通園日 月曜日～金曜日

午前9時15分～午後1時00分

定員 30名

利用料 1日 280円

※入園をご希望の方は、たんぽぽ園、保育園、子育て支援課、保健師等にご相談ください。



2. **障害福祉サービス：自己負担あり** 社会福祉課

各種サービスの申請をし、支給決定を受けた障がいのある児童が、居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを利用できます。

3. **タクシー料金・ガソリン費用助成事業：所得制限あり** 社会福祉課

支給対象者 身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A・B判定

精神障害者保健福祉手帳1・2級

タクシー料金助成事業は、障がいのある方が電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成します。

ガソリン費用助成事業は、障がいのある方が通院等のために、本人（身体障害者手帳3級は自ら所有する自動車を自ら運転する場合のみ）又は家族の所有する自動車を使用する場合に、ガソリン購入費の一部を助成します。

（タクシー料金助成と自動車ガソリン費用助成は、どちらかの選択制です。）

4. **軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成：所得制限あり** 社会福祉課

支給対象者 両耳の聴力レベルが30デシベル以上

身体障害者手帳の交付対象外

市内に住所を有する18歳未満の方の購入費等の一部を助成します。

5. **小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業：所得制限あり** 社会福祉課

支給対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童等

小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている児童等

特殊寝台等の日常生活用具の給付の一部を助成します。

6. **障害者医療費の助成** 保険年金課

福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

7. **精神障害者医療費の助成** 保険年金課

福祉医療早わかりガイドをご覧ください。

8. **障害者福祉金(市制度)：所得制限あり** 社会福祉課

障がいのある方に手当を支給します。

支給対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、
自閉症状群に該当する方

支給額 月額8,100～1,600円

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年7月、11月、3月に、それぞれの当月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃



9. **在宅重度障害者手当(県制度)：所得制限あり** 社会福祉課

在宅で重度の障がいのある方に手当を支給します。

支給対象者 身体障害者手帳1級・2級、IQ35以下、
身体障害者手帳3級かつIQ50以下

支給額 (月額：令和5年4月現在)
月額15,500円又は6,750円

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 25日頃

10. **障害児福祉手当(国制度)：所得制限あり** 社会福祉課

在宅で重度の障がいのある児童に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給します。

支給対象者 20歳未満であって、常時介護を必要とし特に障がいの重い在宅の児童

支給額 (月額：令和5年4月現在)
月額15,220円(県加算6,900円又は1,150円)

※手当月額は、「物価スライド制」の適用により、今後、改正されることがあります。

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年5月、8月、11月、2月に、それぞれの前月分までを支給します。
- ・振込日 10日頃

11. **特別児童扶養手当(国制度)：所得制限あり** 子育て支援課

身体・知的発達又は精神に障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

支給対象者

身体・知的発達又は精神に中度・重度の障がい(又は病状)を有する20歳未満の児童を監護・養育している方

支給額 (月額：令和5年4月現在)

区分	金額
1級該当児童1人につき	月額 53,700円
2級該当児童1人につき	月額 35,760円

※手当月額は、「物価スライド制」の適用により、今後、改正されることがあります。

- ・認定請求をした日の属する月の翌月分から支給を開始します。
- ・毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分(11月は当月分)までを支給します。
- ・振込日 11日頃

児童福祉機関連絡先

◎相談機関

名 称	電 話	所 在 地
子ども家庭総合支援拠点	052-400-3535	清須市須ヶ口 1238 番地
母子・父子家庭相談	052-400-2911 (代表)	清須市役所 北館2階 (子育て支援課内)
子育て世代包括支援センター (母子保健コーディネーター、 子育てコンシェルジュ)		清須市須ヶ口 1238 番地 清須市役所 北館2階 (健康推進課、子育て支援課内)
青少年・家庭教育相談	052-401-3334	清須市須ヶ口 1238 番地 清須市役所 南館1階 (学校教育課内)
愛知県中央児童・ 障害者相談センター	052-961-7250	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 (愛知県三の丸庁舎7階)

◎母子通園施設

名 称	電 話	所 在 地
たんぽぽ園	052-501-4119	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地1

◎保育園

名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島保育園	052-501-3113	清須市西枇杷島町泉75番地
芳野保育園	052-502-7007	清須市西枇杷島町芳野二丁目58番地4
本町保育園	052-400-3064	清須市清洲2215番地
花水木保育園	052-409-1822	清須市花水木一丁目2番地2
新清洲保育園	052-409-1470	清須市新清洲三丁目3番地10
朝日保育園	052-400-3255	清須市朝日弥生43番地
須ヶ口保育園	052-400-2020	清須市東須ヶ口103番地
土器野保育園	052-400-2907	清須市土器野502番地
桃栄保育園	052-400-2242	清須市桃栄三丁目192番地
星の宮保育園	052-409-0881	清須市阿原池之表32番地
中之切保育園	052-400-6811	清須市春日砂賀東95番地
ネギヤ保育園	052-400-9602	清須市春日須ヶ田21番地

◎認定こども園

名 称	電 話	所 在 地
ゆめのもりこどもえん	052-325-5144	清須市春日八幡裏48番地
ゆうあいこども園	052-908-2415	清須市一場558番地2
はなのもりこどもえん	052-908-1187	清須市西枇杷島町城並一丁目9番地6

◎小規模保育施設

名 称	電 話	所 在 地
清洲なのはな保育園	052-409-0904	清須市廻間三丁目 3 番地 8
フィリオ清須	052-509-2550	清須市西枇杷島町地領一丁目 12 番地 3
あおぞら保育園 春日園	052-908-5668	清須市春日落合 7 7 2 番地
ユニキッズ清須 さくら保育園	052-401-1171	清須市一場 1 3 2 2 番地 2

◎幼稚園

名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島第 1 幼稚園	052-501-8577	清須市西枇杷島町花咲 7 8 番地

◎子育て支援センター

名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島子育て支援センター	052-502-7013	清須市西枇杷島町芳野二丁目 58 番地 4 (芳野保育園内)
清洲子育て支援センター	052-401-2460	清須市清洲 2 2 1 5 番地 (本町保育園内)
新川子育て支援センター	052-400-2200	清須市東須ヶ口 1 0 3 番地 (須ヶ口保育園内)
春日子育て支援センター	052-408-0771	清須市春日砂賀東 9 5 番地 (中之切保育園内)

◎児童館

名 称	電 話	所 在 地
西枇杷島児童センター	052-504-2656	清須市西枇杷島町砂入 4 6 番地
小田井児童館	052-504-6392	清須市西枇杷島町小田井一丁目 1 2 番地 1
清洲児童センター	052-409-6102	清須市清洲 1 0 1 7 番地 1
清洲東児童センター	052-401-2727	清須市清洲 2 5 9 1 番地 3
新川児童センター	052-409-5751	清須市須ヶ口 1 2 5 1 番地 1
星の宮児童センター	052-400-5932	清須市阿原星の宮 9 4 番地
桃栄児童館	052-401-1234	清須市桃栄二丁目 1 1 5 番地
春日児童館	052-409-8358	清須市春日社子地 2 番地 2

◎その他の施設等

名 称	電 話	所 在 地	
清須ファミリー・サポート・センター	052-409-0755	清須市須ヶ口 1238 番地 清須市役所 北館 2 階 (子育て支援課内)	
病児保育室 カブルーム (このはなファミリークリニック 2 階)	090-6613-7598	清須市清洲一丁目 4 番地 6	
清洲総合福祉センター (清須市社会福祉協議会)	052-401-0031	清須市一場古城 6 0 4 番地 1 5	
障がい者サポートセンター清須	052-400-3368		
日曜・祝日に 急病になっ たとき	はるひ呼吸器病院 (呼吸器症状)	052-400-7111	清須市春日流 8 番地 1
	済衆館病院 (外科 一般的な救急診療)	0568-21-0811	北名古屋市鹿田西村前 1 1 1 番地
救急医療情報センター (24 時間対応)	052-263-1133	電話で救急病院を確認してください	

◎民間保育サービス		
名 称	電 話	備 考
子育て新川サポート ステーション「タイム」	052-400-8385	子育ての手助けをします
保育サポート「えぷろん」	052-400-4533	

◎認可外保育施設等		
名 称	電 話	所 在 地
オークトゥリーインターナ ショナルスクール	052-325-8190	清須市西枇杷島町住吉 40 番地
みらい保育園清洲	052-325-4152	清須市西田中白山5番地
みらい保育園古城	052-908-4155	清須市西枇杷島町二丁目 12 番地 2
ゆめっこ園	052-325-5144	清須市春日夢の森 16 番地
おひさまキッズ	052-938-7002	清須市西枇杷島町南松原 31 番地 1
清須こころ保育園	052-409-3577	清須市花水木一丁目 7 番地 11

◎愛知県の子育て等相談連絡先		
名 称	電 話	内 容
小児救急電話相談	#8000 又は 052-962-9900	休日等の夜間、子どもの急病時等に症状に 応じた医療相談(毎日:午後7時~翌朝8時)
育児もしもしキャッチ	0562-43-0555	夜間、育児で困った時の相談 (火・水・木曜日(休診日を除く):午後 5時~午後9時)
子ども・家庭110番	052-953-4152	児童を持つ家庭等の悩みや問題等の相談 (平日:午前9時~午後5時、祝日・年末年始は除く)
児童相談所全国共通ダイヤル	189	児童虐待に関する相談(お住まいの児童相 談所につながります)
子どもの人権110番	0120-007-110	体罰や虐待など人権にかかわる相談
家庭教育相談	052-961-0900	いじめや不登校に関する相談
子どもSOSほっとライン24	0120-07-8310	いじめに関する相談
教育相談「こころの電話」	052-261-9671	青少年とその保護者の悩みの相談
ヤングテレホン	052-951-7867	少年や保護者の悩みの相談
ひとり親家庭電話相談	052-915-8886	ひとり親家庭の悩みの相談
女性悩みごと電話相談	052-962-2527	女性のさまざまな悩みの相談
女性の健康なんでも相談	090-1412-1138	女性の心やからだの悩みの相談
あいちこころのホットライン365	052-951-2881	心の健康に関する相談

清須市 子育て応援ガイド (発行 令和5年4月)

企画・編集 清須市健康福祉部子育て支援課

〒452-8569 清須市須ヶ口 1238 番地

電話 052-400-2911 (代表)